

むろしんデータ伝送サービス規定

1. (データ伝送サービス)

データ伝送サービス（以下本サービスといいます）は、契約者ご本人（以下依頼人といいます）が占有管理するパソコンによる依頼に基づき、当金庫センターへ総合振込明細、賞与振込明細、口座振替明細等を送信する場合に、利用することができるものとします。

2. (伝送データの受付)

- (1) 当金庫が受信したファイルアクセスキー（センターパスワード）、暗証番号およびセンター確認コードと一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。
- (2) 本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。

3. (手数料)

- (1) 本サービスの利用期間中は、毎月当金庫所定の方法により表示する基本手数料をお支払いください。
- (2) 基本手数料は、毎月7日（信用金庫休業日の場合は翌営業日）に、預金通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手なしで、あらかじめ指定された手数料引落口座から自動的に引き落とします。
- (3) 本サービスにより振込む場合には、当金庫所定の方法により表示する振込手数料をお支払いください。

4. (取引内容の確認)

この取り扱いによる取引後は、速やかに普通預金通帳への記帳または当座勘定照合表により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

5. (免責条項)

- (1) 当金庫の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取り扱いが遅延したり、不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この取り扱いによる伝送データの受付の際、当金庫で受信したファイルアクセスキー（センターパスワード）、暗証番号およびセンター確認コードとの一致を確認して取り扱いましたうえは、暗証番号等につき当金庫の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

6. (届出事項の変更等)

暗証番号・指定預金口座等届出内容の変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

7. (解約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定および当座規定貸越約定書により取り扱います。

9. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間終了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. (振込資金口座振替)

データ伝送サービスのご依頼内容を受け付けた場合、当金庫所定の日に振込金額と振込手数料の合計金額を支払指定口座から預金通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手なしで自動的に引落しのうえ、振込の手続きをいたします。

11. (通知等)

当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 2. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

1 3. (準拠法、合意管轄)

(1) 本規定の準拠法は日本法とします。

(2) 本サービス等に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上